また、当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

㋐　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設
㋑　階　　数　地上11階以上
㋒　建物規模　延べ面積15,000㎡以上
㋓　工事種目　「電灯設備」及び「自動火災報知設備」（いずれの設備もシステム一式を施工していること）

⑹　本競争の参加希望者が仙台第１地方合同庁舎増築棟⑴電気設備工事特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）の場合は次の①又は②、経常建設共同企業体（甲型）の場合は次の②の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、建築一式工事における施工実績は含まない。

また、当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑事故に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

①　代表者及びその他の構成員は、それぞれが上記⑸の全ての要件を満たす施工実績を有していること。ただし、上記⑸㋓工事種目の「電灯設備」及び「自動火災報知設備」については、特定ＪＶとして満足していればよい。

②　特定ＪＶの場合は代表者が、経常建設共同企業体（甲型）の場合は構成員のいずれか１社が上記⑸の全ての要件を満たす施工実績を有し、その他の構成員は平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の㋐から㋖までの全ての要件を満たす建物の電気設備工事の新設をした施工実績を有すること。ただし、㋖工事種目の「電灯設備」及び「自動火災報知設備」については同一工事でなくともよい。

㋐　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設
㋑　階　　数　地上３階以上
㋒　建物規模　延べ面積3,000㎡以上
㋓　工事種目　「電灯設備」及び「自動火災報知設備」（いずれの設備もシステム一式を施工していること）

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみ残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑸の全ての要件を満たす建物の電気設備工事の新設をした施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。施工経験とは、工事着手から完成・引渡しまで従事した経験とする（準備期間は除く。）。ただし、上記⑸㋑工事種目については、「電灯設備」又は「自動火災報知設備」のいずれかの工事の施工経験を有すればよい。なお、建築一式工事における施工経験は含まない。施工経験とは、工事着手から完成・引渡しまで従事した経験とする（準備期間は除く。）。

また、当該施工経験が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　なお、経常建設共同企業体（甲型）又は特定ＪＶにあっては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、うち１人が前記の施工経験を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（詳細は入札説明書参照。）。

⑾　入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等をダウンロードしない者又は発注者の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　当該工事の技術提案が適切で具体的に示されていること（詳細は入札説明書参照。）。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

ⓐ　指定テーマ：受変電設備の品質確保のための取り組みについて

⑵　技術提案における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）として、上記ⓐが、設計図書及び関係法令を満たしていること。また、提案する施工計画・工法が具体的に明示されていること。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑷「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ⓐ　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

ⓑ　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑷　総合評価の方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点

資料の内容に応じ、下記㋐の評価を行い施工体制評価点を与え、また㋑の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。

施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は30点とする。

なお、㋑技術提案の評価は入札説明書等に示された内容（以下「標準案」という。）について、それと異なる施工方法等（以下「ＶＥ提案」という。）を評価し標準案は評価しない。

㋐　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

㋑　技術提案

ⓐ　指定テーマ：受変電設備の品質確保のための取り組みについて

③　入札価格及び技術提案に係る総合評価は、入札者の申込みに係る上記①及び②により得られた標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

⑸　上記⑷②の評価項目の詳細は入札説明書による。